

■第397回食品安全委員会

日時：平成23年9月1日（木）14：00～14：13

傍聴者：4名

議事概要：

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

1）遺伝子組換え食品等「GLU-No. 4株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム」に係る食品健康影響評価について

・『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断した。」との審議結果が了承され、評価書の記載について確認の上、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

* 調味料として使用される食品添加物です。

2）遺伝子組換え食品等「LYS-No. 1F株を利用して生産された塩酸L-リジン」に係る食品健康影響評価について

・『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に準じ、同基準附則『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』を適用して評価した結果、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）へ通知することとなった。

* 栄養成分の補給を目的に家畜用飼料に混合添加される飼料添加物です。